

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 今人倶楽部という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県四国中央市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、障がいを持ち助力を必要としている者が、社会的な各種サービスを利用することにより、自らの尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、その能力に応じて、人生を有意義に楽しむことができるよう、又同年齢の多くの人々が送る地域生活と同様の生活が行えるよう支援することを通じて、公益に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 障害福祉サービス事業の経営
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障がい児・者が、地域での生活が保健、医療面も含めて保障されるような場の提供
 - ② 障がい児・者が、地域での生活が送れるよう支援及び介護する者の研修及び提供
 - ③ 障がい児・者が、利用できるよう、公共機関・建物の点検活動
 - ④ 障がい児・者も参加できる、古紙回収等のリサイクル活動
 - ⑤ 地域生活支援センター等における相談
 - ⑥ 障がい者への生活介護サービス及び福祉的就労を含む、食品製造販売等の職場の提供
 - ⑦ 日本国に限らず、諸外国での福祉事業を行う者、団体との情報交換と協力活動
 - ⑧ 上記に付随する一切の事業
- (2) その他の事業
 - ① 小売店舗の経営事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益が生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人は、次の3種を会員とし、正会員及びサポート会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会したこの会の基本となる個人又は団体
- (2) サポート会員 この法人の目的に賛同し、活動等に参加する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した会費及びその他の拠出金品は、前条第4項により入会が認められなかった場合を除き、その理由を問わず、これを返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は代表理事が定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において2分の1以上の議決に基づき除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3～10人
- (2) 監事 1～2人

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員及びサポート会員（団体にあつては、その代表者）の中から選任する。

2 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 副代表理事 1名

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員3分の1を超えて含まれることになっては

ならない。

- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又は法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、法令、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 前第1号、第2号の点について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第16条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職上の義務違反があったと認められるとき。
 - (3) その他役員として相応しくない行為があったと認められるとき。

(報酬)

- 第17条 この法人の役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 総会

(総会)

- 第18条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員及びサポート会員をもって構成する。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の権能)

- 第19条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (4) 事業報告及び活動決算
 - (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (7) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員及びサポート会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員及びサポート会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第23条 総会は、正会員及びサポート会員総数の4分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第24条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員及びサポート会員の2分の1の同意があった場合はこの限りでない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員及びサポート会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員及びサポート会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員及びサポート会員全員が書面あるいは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第25条 各正会員及びサポート会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 止むを得ない理由により総会に出席できない正会員及びサポート会員は、あらかじめ通知された事項について、書面あるいは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員及びサポート会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員及びサポート会員は、第23条、第24条第2項、第26条第1項第2号及び第44条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員及びサポート会員は、その議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員及びサポート会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員及びサポート会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成及び権能)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この定款に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 会費の額
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第28条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき
- 2 理事会は、代表理事が招集する。
- 3 代表理事は、前項第2号及び第3号の請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならないが、代表理事がその期間内にこれを行わないときは、請求者が自ら招集できるものとする。
- 4 理事会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的及び審議事項を示した書面をもって、開催日の7日前までに通知しなければならない。

(理事会の招集)

第29条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

- 2 理事会においては、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会における議決事項は、第28条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。
- 4 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 6 止むを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面、電磁的方法あるいは、他の理事を代理人として表決することができる。
- 7 前項の規定により表決した理事は、第30条第1項第2号の適用については、出席したものとみなす。
- 8 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者氏名（書面表決者、電磁表決者、又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。

第6章 資産

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第7章 会 計

(会計の原則)

第34条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第35条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及び活動予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(長期借入金)

第38条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じた収入支出をすることができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第40条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第41条 予算成立後に止むを得ない理由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第43条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第44条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員及びサポート会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員及びサポート会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員及びサポート会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産)

第46条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残余する財産は、法第11条第3項の規定による他の公益法人等、若しくは、国又は地方公共団体のうち、予め成立した総会において、正会員及びサポート会員総数の4分の3以上により議決された者に帰属する。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員及びサポート会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第48条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第49条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

2 理事は、事務局長若しくは職員を兼職することができる。

(組織及び運営)

第50条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備え付け書類)

第51条 事務局は、主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

2 事務局は、毎年度初めの3ヶ月以内に、前年度における下記の書類を、その翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書
- (2) 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）
- (3) 前事業年度において会員であった者の氏名（団体にあっては、その名称及び代表者名）及び住所又は居所を記載した書面

(閲覧)

第52条 会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第10章 雑 則

(公告)

第53条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所における掲示場及び官報においてこれを行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する
- 2 この法人の設立当初の役員は、下記のとおりとする。

代表理事	吉 原 敦
副代表理事	高 塚 政 生
理 事	井 原 佳 代
理 事	井 原 大 輔
理 事	加 地 彰 子
理 事	森 田 順 子
理 事	鈴 木 太
理 事	柴 田 忠 彦
監 事	原 菌 秀 子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から2006年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2005年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費については、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員年会費

個人・団体 1口10,000円で1口以上何口でも可

- (2) 一般会員年会費

個人・団体 1口2,000円で1口以上何口でも可